

内閣府委託調査

国外の
PFS（成果連動型民間委託契約方式）に係る
支援制度の事例調査

報告書

令和2年2月

株式会社日本総合研究所

イギリスのPFSに係る支援制度の概要

- 各省庁等がアウトカムファンドを設立し、その資金を用いて成果連動支払の全部または一部を行う。
- 2012年以降、以下の7つのアウトカムファンドが設立された。

アウトカムファンド名	所管機関（省庁等）	設置期間（年）	予算規模（ポンド）	対象分野	支払基準
Innovation Fund for young people	労働年金省	2012～2015	3,000万	若年層雇用	レートカードに基づき支払う（1）。（上限あり）
Social Outcomes Fund	内閣府	2013～2015	2,000万	省庁横断的分野（2）	成果連動支払総額の20%（原則上限）を支払う。
Commissioning Better Outcomes Fund	National Lottery Community Fund（3）	2013～2018	4,000万	省庁横断的分野	成果連動支払総額の20%（原則上限）を支払う。
Youth Engagement Fund	労働年金省、内閣府、法務省	2014～2018	1,600万	若年層雇用	レートカードに基づき支払う。（上限あり）
Fair Chance Fund	住宅・コミュニティ・地方自治省	2014～2018	1,500万	ホームレス対策	レートカードに基づき支払う。（上限あり）
The Rough Sleeping SIB Fund	住宅・コミュニティ・地方自治省、大ロンドン庁	2016～2019	1,000万	ホームレス対策	レートカードに基づき支払う。（上限あり）
Life Chances Fund	デジタル・分野・メディア・スポーツ省	2016～2025	8,000万	若年層雇用、児童福祉、薬物・アルコール中毒、健康増進、高齢者福祉、幼児福祉	成果連動支払総額の20%（原則上限）を支払う。

1) レートカードに示されている金額を成果に応じて支払う。レートカードを踏まえ成果指標や支払額が決定する。

（出所）各種公表資料を基に作成

2) 複数の省庁にまたがる分野を支援する。主に実績の少ない新規分野でのPFS事業化を目的とする。

3) 英国で販売されている宝くじ「National Lottery」の収益の一部を運営資金として運営する公益団体。

アメリカのPFSに係る支援制度の概要

- 2018年にSocial Impact Partnerships to Pay for Results Act（社会的インパクト・パートナーシップ法）（以下「SIPPR」⁴という。）が制定された。
- これに基づき、PFSによる財政効率化を目的に連邦政府がアウトカムファンドを設立した。

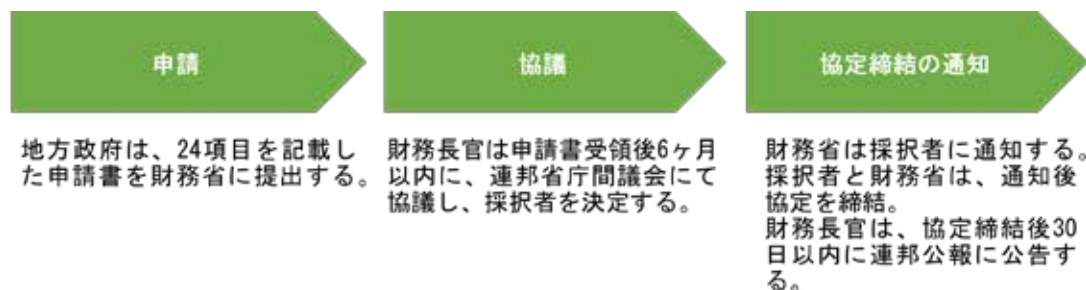
アウトカムファンド名	所管機関 (省庁等)	設置期間 (年)	予算規模 (ドル)	対象分野	支払基準
SIPPRに基づくアウトカムファンド	連邦政府 (採択手続き 及び予算管理 は財務省)	2018～ 2028	約1億 【内訳】 成果連動支払額 6,600万 導入可能性調査補助 1,000万 評価費用補助 1,500万 その他費用 900万	教育、健康・福祉、住宅、累犯、家庭、雇用	連邦政府が、案件ごとに成果連動支払額を決定し、支払う（4）。

4) 連邦政府による成果連動支払額は、事業によって想定される価値（連邦政府の行政コスト削減額 + 連邦政府の税収増）、地方政府の行政コスト削減額、成果創出の可能性、評価の厳格性、サービスを実施するサービス提供者の遂行能力及び継続的にサービスを実施する能力等に基づいて決定される。なお、支払額は連邦政府に寄与する価値（連邦政府の行政コスト削減額 + 連邦政府の税収増）を下回る範囲で設定される。

SIPPRによる資金的支援

- SIPPR申請にあたり、地方政府が導入可能性を調査する費用を補助する。
- 第三者評価機関による評価費用を補助する。

申請～採択プロセス



国外の PFS に係る支援制度の事例調査

1 国外の PFS に係る支援制度の概要

2010 年に英国で世界初の PFS¹事業が実施されて以降、PFS は米国、オランダ、カナダ、オーストラリアをはじめとした多くの国で導入されている。

英国では、地方政府だけでなく中央政府も委託者となる。また、中央政府の省庁をはじめとした各機関がアウトカムファンドを設立し、アウトカムファンドの資金により、委託者に対する成果連動支払（「①成果連動支払」参照）を行っているほか、アウトカムファンドを活用する地方政府や中間支援組織等に対する支援（「②委託者に対する支援」参照）を行っている。

米国では、地方政府が委託者となる。連邦政府がアウトカムファンドを設立し、アウトカムファンドの資金により、委託者に対する成果連動支払及び委託者に対する支援を行っている。

また、英国では、Government Outcomes Lab, Blavatnik School of Government（以下「GO Lab」という。）²が、米国では、Government Performance Lab（以下「GPL」という。）³といった研究機関も委託者に対する支援を行っている。

具体的には、GO Lab は、委託者に対して電話やオンラインでの助言を実施しているほか、ホームページを開設して PFS 事業事例、PFS 導入ガイドライン、アウトカムファンドの説明等の情報を提供している。

GPL では、専門人材を委託者に派遣して PFS に係る助言を行うほか、ホームページを開設して広く契約書のひな形や事例等の情報を提供している。

① 成果連動支払

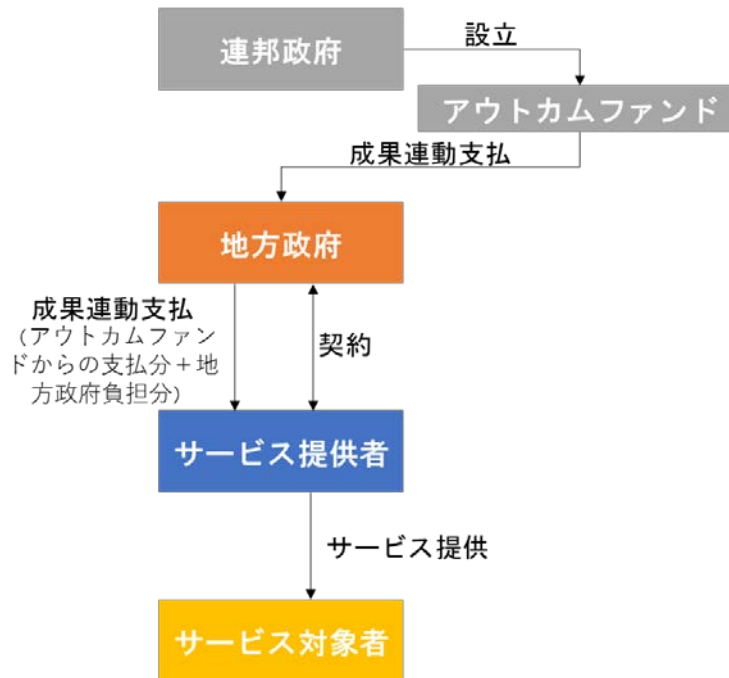
成果連動支払とは、成果に応じた支払のことである。省庁をはじめとした各機関がアウトカムファンドを設立し、当該アウトカムファンドの資金を使って委託者に成果連動支払を行う。

¹ 本項目（国外の PFS に係る支援制度の事例調査）においては、SIB も含め、成果連動型民間委託契約方式を「PFS」と表記することとする。

² Government Outcomes Lab, Blavatnik School of Government (GO Lab) は、2016 年に、オックスフォード大学と英国政府の共同出資によって設立された、オックスフォード大学公共政策大学院内に拠点を置く学術研究・実践拠点。セクター横断的な協力を通じて公共サービスの提供を改善させることを目的としてアウトカム・ベース・モデルに着目し、PFS 等に関する研究、政策提言、成功事例・失敗事例の分析、客観的データやエビデンスの提供を主に行っている。

³ Government Performance Lab (GPL) は、地方政府の機能及びその支出を改善し、困難な社会的課題を解決することを目的として、2011 年に Rockefeller Foundation から 35 万米ドルの助成金を受けて Harvard Kennedy School 内に設立された組織。

図表 1 アウトカムファンドのイメージ (米国)



英国のアウトカムファンドの資金を活用した成果連動支払には、レートカード⁴を踏まえた支払額を支払う方法と成果連動支払総額の一定割合 (20%原則上限) を支払う方法の2種類があり、アウトカムファンドによって異なる。

米国のアウトカムファンドの資金を活用した成果連動支払は、各 PFS 事業で創出される連邦政府に寄与する価値 (連邦政府の行政コスト削減額+連邦政府の税収増) を下回る範囲で支払額が設定される。

両国のアウトカムファンドの主な相違点は以下のとおりである。

図表 2 英国と米国のアウトカムファンドにおける成果連動支払の主な相違点

英国のアウトカムファンド	米国のアウトカムファンド
<ul style="list-style-type: none"> レートカードにおいて成果指標及び支払額が設定されている。もしくは成果連動支払総額の一定割合が支払額として設定される。 アウトカムファンド所管機関等に直接寄与する経済価値は考慮されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各 PFS 事業で創出される連邦政府に寄与する経済価値を下回る範囲で支払額が設定される。

⁴ 成果指標と成果連動支払額を一覧化したもの。

なお、詳細は「P7 I 2 (1) エ 英国におけるアウトカムファンドの資金による成果連動支払方法」及び「P17 I 2 (2) イ SIPRA」に記載している。

② 委託者に対する支援

委託者に対する支援は、主に、三種類に分類することができる。

第一の支援内容として、PFSに関する専門的知識や経験を有する専門人材による助言の実施がある。(本報告書においては、本支援を「人的支援」ということとする。)

第二の支援内容として、PFS事業の実施に係る導入可能性調査、事業管理、成果指標の評価等のPFS事業実施に要する費用の補助がある。(本報告書においては、本支援を「資金的支援」ということとする。)

第三の支援内容として、PFSの導入に係る人的負担や費用の軽減を目的として、PFS事業の先行事例、PFS導入のためのガイドライン、契約書のひな形、各種事業、取組によるそれぞれの行政コスト削減額に関するデータベース等の公表がある。(本報告書においては、本支援を「物的支援」ということとする。)

図表 3 中央政府・研究機関によるPFSに係る支援内容

中央政府等の関与の分類	成果連動型対価の支払	支援		
		物的支援	資金的支援	人的支援
実施機関		Life Chances Fund(英国)		
		Social Outcomes Fund(英国)		
		Commissioning Better Outcomes Fund(英国)		
		Social Impact Partnerships to Pay for Results Act(米国)		
		Innovation Fund for Young People(英国)		Innovation Fund for Young People(英国)
		The Rough Sleeping SIB Fund(英国)		The Rough Sleeping SIB Fund(英国)
		Fair Chance Fund(英国)		
		Youth Engagement Fund(英国)		
			Government Outcomes Lab(英国)	Government Outcomes Lab(英国)
			Government Performance Lab(米国)	Government Performance Lab(米国)
				Social Innovation Fund(米国)

凡例

- アウトカムファンド
- 研究機関
- 政府プログラム

(出所) 各種公表資料より作成

以下では、英国及び米国におけるアウトカムファンド、アウトカムファンドの資金による資金的支援及びその他の資金的支援について調査した。

2 アウトカムファンド

(1) 英国におけるアウトカムファンド

ア 英国におけるアウトカムファンドの概要

英国では、民間事業者に委託している公共サービスを成果志向に転換することを主な目的として、従前より PFS が導入されていた。

2010 年、当時のキャメロン首相が掲げた「Big Society⁵」というスローガンのもと、社会的企業や NPO 等が競い合って質の高い公共サービスを提供することが目指さずこととされた。その具体方策の 1 つとして、PFS の一形態である SIB の推進が位置付けられ、アウトカムファンドの設立が始まった。2019 年 11 月末時点までに 7 つのアウトカムファンドが設立されている。

2012 年に世界初のアウトカムファンドである労働年金省所管の Innovation Fund for young people が設立されて以降、複数のアウトカムファンドが設立され、Life Chances Fund、Social Outcomes Fund、Commissioning Better Outcomes Fund では、当該アウトカムファンドの資金から成果連動支払を受ける委託者に対して物的支援、人的支援、資金的支援も提供した。

他にも複数の機関が、単独もしくは機関を横断してアウトカムファンドを設立している。現時点で稼働しているアウトカムファンドは Life Chances Fund 及び The Rough Sleeping SIB Fund である。

図表 4 英国におけるアウトカムファンド一覧

アウトカムファンド名	所管機関	設置期間	予算規模(ポンド)	対象分野
Innovation Fund for young people	労働年金省	2012～2015	3,000 万	若年層雇用
Social Outcomes Fund	内閣府	2013～2015	2,000 万	省庁横断的分野
Commissioning Better Outcomes Fund	National Lottery Community Fund	2013～2018	4,000 万	省庁横断的分野
Youth Engagement Fund	労働年金省、内閣府、法務省	2014～2018	1,600 万	若年層雇用
Fair Chance Fund	住宅・コミュニティ・地方自治省	2014～2018	1,500 万	ホームレス対策
The Rough Sleeping	住宅・コミュニ	2016～	1,000 万	ホームレス対策

⁵ 2009 年に野党党首だったキャメロンが打ち出し、首相就任後に政権の理念として位置付けられたもの。「人々が一緒になって、自らの生活の改善のために助け合う」社会を目指すとし、その実現の鍵は、コミュニティへの権限移譲、公共サービスの開放、社会活動の奨励であるとした。社会的活動への投資に活用するために休眠口座資金を活用した Big Society Bank を設立することも、この政策のよとなされた。

アウトカムファンド名	所管機関	設置期間	予算規模(ポンド)	対象分野
SIB Fund	ティ・地方自治省、大ロンドン庁	2019		
Life Chances Fund	デジタル・分野・メディア・スポーツ省	2016～2025	8,000万	若年層雇用、児童福祉、薬物・アルコール中毒、健康増進、高齢者福祉、幼児福祉

(出所) 各種公表資料より作成

イ 英国におけるアウトカムファンド設立の経緯

英国においてアウトカムファンドが設立された経緯は主に3つある。

第一に、地方政府の負担軽減である。PFSが英国で導入された当初、PFS事業の案件形成は地方政府が主体的に取り組んでおり、案件によっては中間支援組織やサービス提供者と連携して案件形成を行う場合もあるものの、地方政府に多大な時間と労力がかかっていた。これに対して、中央政府は、PFSを普及するには、地方政府の案件形成の負担を軽減しなければならない、そのためにはPFS事業の情報を蓄積して成果指標や成果連動支払額、評価方法等を定型化する必要があると判断し、中央政府主導により、分野を特定して同時に多数のPFS事業を行うこととした。

第二に、PFS事業のサービスの質の向上のため、高い成果を創出するPFS事業のサービス情報を蓄積しそれを公表することである。中央政府が成果連動支払を担うことで、中央政府は高い成果を創出するサービスの情報を蓄積することができる。この情報を公表することでPFS事業のサービス全体の質を向上させて、PFS事業によってより大きな成果を創出することを目指してきた。

第三に、省庁横断的分野でも成果連動支払を行える体制の構築である。省庁横断的な分野は特定の省庁が成果連動支払を負担することが難しいことから、成果連動支払を行える体制の構築が必要であった。

このように、英国では中央政府がPFSを政策的に推進するという背景があり、これを担うためにアウトカムファンドが設立された。

アウトカムファンド設立当初は、地方政府のPFS事業実施に係る負担の軽減及びサービスの質の向上を目的として、アウトカムファンドが成果連動支払の全額(一定の上限の下)を負担する仕組みであった(成果連動という点で、成果に関わらず支払を行う『補助(subsidy)』とは異なる)。しかしながら、PFSを推進していくにつれて、中央政府の主眼は、地方政府がアウトカムファンドからの成果連動支払による支援を受けずにPFS事業を実施するようになることを目指すことに移行し、地方政府がアウトカムファンドからの成果連動支払による支援を受けずにPFS事業を実施することに対してどの程度関心があり、また、それを地方政府が実現できるのかという点が重視されるようになった。それに伴って

アウトカムファンドも、成果連動型支払全額を負担する仕組みから、成果連動支払の一部を負担し、大部分は地方政府が負担するものに移行してきた。

アウトカムファンドの財源はほぼ国家予算であり、わずかにフィランソロピー⁶の資金も含まれる。アウトカムファンドを所管する機関は財務省と予算折衝を行い、予算は、アウトカムファンド設置前に一括で設置期間分が確保される。そのため、仮に政権交代した場合もアウトカムファンドの予算額が増減することはない。アウトカムファンドの予算額は、行政コスト削減額等から算定するわけではなく、通常の予算額の算定と同様に、「革新的な社会的政策の試み」という名目で必要経費等を踏まえて算定している。

ウ 英国におけるアウトカムファンドの支援対象

英国のアウトカムファンドは、特定分野の PFS 事業の横展開を主な目的としたものと、実績の少ない新規分野の PFS の導入を主な目的としたものに分類することができる。

前者は、対象とする社会的課題の分野が同一であり、当該分野の PFS 事業を複数実施することで、同分野における PFS 事業実施のエビデンスや成果等を蓄積することを目的としている。それにより蓄積されたエビデンスや成果等を参考にすることで、新たに同じ分野の PFS 事業を実施しようとする地方公共団体にとって、サービス提供方法、成果指標、成果連動支払額の設定等が容易となり、当該分野の PFS 事業の横展開が促進される。(本報告書においては、「分野型アウトカムファンド」ということとする。)

後者は、PFS の導入実績がない分野の事業もしくは分野横断的な社会的課題に対する事業を対象とし、当該分野におけるサービス提供方法、成果指標成果連動支払額の設定方法等を把握することで、PFS の活用可能な分野を拡大することを目的としている。(本報告書においては、「イノベーション型アウトカムファンド」ということとする。)

このように、英国では2つの目的に応じたアウトカムファンドにより、PFS 事業件数を増やし、かつ PFS の活用可能な分野を拡大させることで、PFS 市場の拡大につなげている。

図表 5 英国のアウトカムファンドの目的別類型

	分野型アウトカムファンド	イノベーション型 アウトカムファンド
目的	<ul style="list-style-type: none"> •同一の社会的課題を扱うサービスを同時に提供して最も効率的に成果を達成するサービス提供方法を把握する。 •特定分野の PFS の横展開を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> •PFS の実績がない分野の事業、もしくは分野横断的な社会的課題に対する事業を扱う。 •PFS 活用可能な分野を拡大する。
活用が適する場合	<ul style="list-style-type: none"> •成果に対する成果連動支払額の把握を目的とする場合。 •エビデンスを深ぼりする場合。 	<ul style="list-style-type: none"> •エビデンスがない、新しいサービス提供方法による効果を検証する場合。

⁶ 慈善、社会貢献

	分野型アウトカムファンド	イノベーション型 アウトカムファンド
		•評価方法が複雑な場合。
該当する アウトカム ファンド	<ul style="list-style-type: none"> •Innovation Fund for young people •Youth Engagement Fund •Life Chances Fund •Fair Chance Fund •The Rough Sleeping SIB Fund 	<ul style="list-style-type: none"> •Commissioning Better Outcomes Fund •Social Outcomes Fund

(出所) Social Finance UK 資料をもとに作成

エ 英国におけるアウトカムファンドの資金による成果連動支払方法

英国のアウトカムファンドの資金による成果連動支払は、レートカードに基づく支払と、成果連動支払総額の一定割合の支払に分類することができる。

① レートカードに基づく支払

レートカードとは、成果指標や支払基準の設定を効率化するために、成果指標と成果連動支払額を一覧化したものであり、2012年に設置された Innovation Fund for Young People で初めて導入された。レートカードに基づく支払とは、そのレートカードに示されている金額を成果に応じて支払うことである。地方政府が、レートカードが示す額を超えない範囲で支払額を設定した場合には、成果連動支払額の全額はアウトカムファンドの資金から支払われる。レートカードは、Life Chances Fund を除く分野型アウトカムファンドで活用されている。レートカードにおいて成果指標や成果連動支払額が示されており、また、下図表のように、成果指標がサービス提供前の値やサービス提供していない人と比較することなくサービス対象者の状態を把握することで評価できるものとなっているため、評価も比較的容易であることが多く、導入可能性調査、事業管理費用及び評価費用が大幅に縮減される。

図表 6 レートカードイメージ図

成果指標	支払上限額 (£/1人あたり)
宿泊施設への入居	600
3カ月間の入居	2,500
12カ月連続での入居	5,600
18カ月連続での入居	8,100
24カ月連続での入居	9,900
健康診断1回目受診	100
健康診断2回目受診	100
メンタルヘルスサービスの利用開始	200

成果指標	支払上限額 (£ / 1人あたり)
メンタルヘルスサービスの継続	600
アルコール依存症治療の開始	100
アルコール依存症治療の継続	1,100
薬物乱用者治療の開始	120
薬物乱用者治療の継続	2,600
教育・訓練の改善	600
13週間のボランティア・自営	400
26週間のボランティア・自営	800
13週間のパートタイム勤務	1,900
26週間のパートタイム勤務	3,700
13週間のフルタイム勤務	2,400
26週間のフルタイム勤務	4,600

※The Rough Sleeping SIB Fund を利用した Entrenched Rough Sleepers Social Impact Bond- Street Impact Brighton のレートカード

(出所) GO Lab 資料をもとに作成

② 成果連動支払総額の一定割合の支払

Social Outcomes Fund、Commissioning Better Outcomes Fund 及び Life Chances Fund は、PFS 事業における成果連動支払額の一定割合を支払う仕組みとなっている。アウトカムファンドの資金から支払う金額の割合は事業ごとに各アウトカムファンドが定めている。Life Chances Fund における負担割合や負担割合の設定の考え方は「P15 I 2 (1) オ ④ 成果連動払額決定方法」に記載している。

図表 7 英国のアウトカムファンドのまとめ

アウトカム ファンド名	アウトカムファンドの内容				
	支払概要	物的支援	人的支援	資金的支援	
				導入可能性調査費用	事業管理費用
Innovation Fund for young people	レートカードに基づき支払う。(上限あり)	○	○	×	×
Youth Engagement Fund	レートカードに基づき支払う。(上限あり)	○	×	×	×
Fair Chance Fund	レートカードに基づき支払う。(上限あり)	○	×	×	×
The Rough	レートカードに基づ	○	○	×	×

アウトカム ファンド名	アウトカムファンドの内容				
	支払概要	物的支援	人的支援	資金的支援	
				導入可能性調査費用	事業管理費用
Sleeping SIB Fund	き支払う。(上限あり)				
Life Chances Fund	成果連動支払総額の20% (原則上限) を支払う。	○	○	○	○
Social Outcomes Fund	成果連動支払総額の20% (原則上限) を支払う。	○	○	○	○
Commissioning Better Outcomes Fund	成果連動支払総額の20% (原則上限) を支払う。	○	○	○	○

(出所) 各種公表資料より作成

オ Life Chances Fund の詳細調査

現在英国で稼働している Life Chances Fund について詳細調査をした。

① 概要

Life Chances Fund (以下「LCF」という。)は、英国のデジタル・文化・メディア・スポーツ省が、幸福で豊かな生活を送る上で大きな障壁に直面している人々を支援することを目的として設立したアウトカムファンドである。設置期間は2016年～2025年までの10年間である。

図表 8 LCF の戦略的設立目的

<ul style="list-style-type: none"> ・ イングランドの PFS 事業件数及び規模の増加 (拡大)。 ・ PFS 組成の簡素化、迅速化。 ・ より良い成果を創出し、これにより行政コスト削減が可能であることを示すことにより、公共部門の効率化を促進する。 ・ 社会的イノベーションを促進し、効果のあるサービスを、より明確なエビデンスに基づき構築する。 ・ ボランティア、コミュニティ、社会的企業が利用可能な資金を増やし、公共部門の委託契約に応募できる競争力をつける。 ・ PFS メカニズムの効率性と PFS によってもたらされる行政コストの削減額に関するより適切なエビデンスを提供する。
--

・ 社会的投資市場の規模を拡大させる。

(出所) デジタル・文化・メディア・スポーツ省公表資料より作成

② 予算規模

デジタル・文化・メディア・スポーツ省は、LCF の資金により成果連動支払、物的支援、資金的支援及び人的支援を提供している。LCF の資金による成果連動支払の対象の事業が、資金的支援及び人的支援を受けることができる。

LCF の資金による成果連動支払額に関するデジタル・文化・メディア・スポーツ省の予算総額は、8,000 万ポンド（約 121 億円）であり、そのうち 3,000 万ポンドは薬物・アルコール中毒関連の PFS に配分され、5,000 万ポンドは児童福祉、若年層雇用、幼児福祉、高齢者福祉及び健康増進の分野の PFS 事業に均等に配分されることになっている。分野に応じて第 1～第 3 ラウンドに分類されており、資金的支援の予算は別途確保されている。

デジタル・文化・メディア・スポーツ省は、LCF の資金を通じて、LCF の資金による成果連動支払額に地方政府による成果連動支払額も併せた総額で 4 億ポンドの PFS 事業の成立を目指す。

図表 9 LCF 各ラウンドの分野

Round	対象分野
Round 1	薬物・アルコール中毒、児童福祉
Round 2	若年層雇用、幼児福祉
Round 3	高齢者福祉、健康増進

(出所) デジタル・文化・メディア・スポーツ省公表資料より作成

第 1 ラウンドは 2016 年 7 月応募受け付け/2017 年 7 月対象 PFS 事業決定、第 2 ラウンドは 2017 年 1 月応募受け付け/2018 年 1 月対象 PFS 事業決定、第 3 ラウンドは 2017 年 6 月応募受け付け/2018 年 7 月対象 PFS 事業決定というスケジュールである。

図表 10 LCF 採択までの各ラウンドのスケジュール

	応募	参加表明書 〆切	参加表明書 通過	提案書 提出〆切	採択決定
Round 1	2016 年 7 月 1～4 日	2016 年 9 月 30 日	2016 年 10 月 31 日	2017 年 4 月 28 日	2017 年 7 月 31 日
Round 2	2017 年 1 月 2～4 日	2017 年 3 月 31 日	2017 年 4 月 30 日	2017 年 10 月 31 日	2018 年 1 月 31 日
Round 3	2017 年 6 月	2017 年 9 月	2017 年 10 月	2018 年 4 月	2018 年 7 月

	応募	参加表明書 〆切	参加表明書 通過	提案書 提出〆切	採択決定
	12～16日	15日		30日	31日

(出所) デジタル・文化・メディア・スポーツ省公表資料より作成

LCFの運営はNational Lottery Community Fundが委託を受けて行っている。具体的には、LCFの資金での成果連動支払を受けるために地方政府等がデジタル・文化・メディア・スポーツ省に対して行う申請の管理、成果連動支払の手続き、事業実施期間中の各事業管理、エビデンスの収集、各事業の評価等を行っている。

③ 対象要件

地方政府がLCFの資金から成果連動支払を受けるための要件は、主に地域要件と分野要件がある。

まず地域要件として、イングランド地域（Greater Manchesterを除く。）の地方政府によるPFS事業が対象となる。

次に、分野要件として、前述のとおり、薬物・アルコール中毒、児童福祉、若年層雇用、幼児福祉、高齢者福祉、健康増進の6分野が対象である。ただし、これに限定せず対象となるその他の分野の事業もある。その他の分野については、複雑な社会的課題の解決を目指した事業であること、将来の行政コスト削減が見込まれること、複数の組織・機関にまたぐ分野であること、現状の偏った社会的経済的資源配分を改善する事業であることが主な要件である。

LCFの運用ではレートカードを導入していない。ただし、分野ごとに、解決すべき課題、各種統計等から算定した現状発生しているコスト、想定される成果指標の例及び介入等を例示している。

図表 11 LCF 対象分野に関する PFS 事業例

分野	解決すべき課題	現状の行政コスト	成果例	介入例 ⁷
薬物・アルコール中毒	薬物・アルコール依存は、英国の障害調整生存年数 ⁸ 損失の要因の約6%を占める。アルコール依存は、病気や死亡リスクを高める危険因子のうち3番目に高い危険因子でありであり、イングランドでは毎年約2万人の早死がアルコールに起因している。 推定 17.5~22.5 万人の児童が薬物・アルコール依存により悪影響を受けている。 薬物・アルコール乱用、依存を防ぎ、回復を支援することで豊かな人生を創出する。	・アルコール関連の社会的損失は年間約 215 億ポンド（犯罪 110 億ポンド、生産性 70 億ポンド、NHS 費用 35 億ポンド等）。 ・薬物関連の経済的コストは年間 107 億ポンド（イングランド、ウェールズのみ）。	・就労やボランティアを含む意義のある活動への参加 ・違反行為や反社会的行為の減少 ・メンタルヘルスの改善 ・本人及び家族の健康と福祉の向上 ・教育的成果の改善	・予防、依存低下に焦点を当てたエビデンスに基づく各種介入 ・実証的介入 ・地方政府機関（地方政府、臨床団体、警察等）による介入
児童福祉	イングランドでは約7万人の児童が公的養育を受けており、その人数は増加傾向である。長期的に公的養育を受ける児童は将来のリスク（学力低下、就職難、健康状態の悪化等）が高まり、社会的及び経済的利益が低減することから、介入により将来の不利益から保護する。	・施設養育は里親養育の約3倍の費用を要し、施設養育から里親養育に移行することで、児童1人あたり19万ポンド/年のコスト削減が見込まれる。 ・里親養育を受けた児童の方が施設養育を受けた児童より学力が高い。 ・施設養育を受ける児童は、他の児童に比べて精神的な健康状態が悪化するリスクが4倍高い。	—	・Multidimensional Treatment Foster Care (MTFC) ・Multi-Systemic Therapy (MST) ・機能的家族療法 ・Community Trust Early Intervention Programme ・Positive Parenting Programme ・Conflict Resolution Uncut ・Respect Young People's Programme ・LifeSkills Training
若年層雇用	2015年時点で18歳未満の英国人の約1/3が貧困又は社会的排除にさらされている。若者が教育を受け、また、就労できない場合に、精神障害、薬物やアルコールの乱用、犯罪行為等のリスクが高まることから、介入により若者の将来を創出する。	・ニートはそうでない大卒の若者と比較して最大22.5万ポンドの収入を失う。 ・ニート1人あたりに対する直接的な財政支出は6.5万ポンド（生涯費用）以上であり、経済やコミュニティ単位で見ると支出は12万ポンド（生涯費用）を超える。 ・英国におけるニートの年間関連費用（税の損失、福利厚生費用、公共サービス追加費用、若者の犯罪、医療費等）は770億ポンド。	■若者にとって価値があると広く認識されている成果 ・キャリアアップ ・健康度の改善 ・肯定的な人間関係の有無意義のある楽しい活動への関与 ■SIBで活用する成果（一定期間内に評価可能な成果） ・資格の取得 ・安定した雇用 ・就学率の向上	・機能的家族療法 ・認知行動療法 ・Multisystemic Therapy (MST) ・Community Trust Early Intervention Programme ・Conflict Resolution Uncut ・Engagement in meaningful activity ・LifeSkills Training ・メンタリング及びコーチング
幼児福祉	子どもの将来は出生前～5歳までの発達に大きく依存する。子育て、両親の関係性、母親の健康状態、障害への支援が適切に行われない場合、子供の発達に永続的に悪影響を与える恐れがある。健康、出生前ケアを中心とした介入により、子供のよりよい将来を創出する。	・地方政府は、子どもの精神疾患や不登校等早期の介入で緩和できる問題に対して、事後的介入費用として年間65億ポンド（2014年）を要している。 ・就学前、初等及び中等教育により2.7万ポンドの生涯利益が見込める。 ・0～5歳の子供の健康に関する介入は、地方政府の医療費を年間2,000ポンド/人削減する。	■行動 ・学校の入学準備としての早期の言語力の改善 ・特殊教育を必要とする幼児数の減少 ■健康 ・幼児と両親のメンタルヘルスの改善（両親の対立の減少） ・健康の改善（5歳で虫歯のある幼児の減少） ■出生前ケアと乳児の健康	■行動 ・Incredible Years preschool programme ・Treatment Foster Care Oregon for Preschoolers (TFCO-P) ・Let's play in tandem ・Parents as Teachers ■健康 ・Liebermann model of Child-Parent ・psychotherapy (CPP) Programmes

⁷ 対応した日本語訳が存在するものは日本語とし、存在しないものは英語表記（原文とお）としている。

⁸ 傷病等の期間を加味した生存年数のこと。

分野	解決すべき課題	現状の行政コスト	成果例	介入例 ⁷
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方政府は、低体重児の出産～18歳までの養育に年間30億ポンド(イングランド及びウェールズのみ)の費用を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中の喫煙の程度の減少による低体重と早産の減少乳児のけがの減少(出生後24カ月以内の故意のけがによる救急医療受診の減少) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Incredible Years Advanced ・ Family Foundations ・ Childsmile ■ 出生前ケアと乳児の健康 ・ Healthy exercise and Nutrition for the Really Young (HENRY) ・ Baby Box University ・ Baby be smokefree ・ Opt-out referrals to stop smoking services
高齢者福祉	<p>英国では今後20年で65歳以上人口が2倍になることが見込まれている。その中で、高齢者の8人に1人が健康に不安を抱えている。医療・介護財政及び介護人材の逼迫が深刻化する見込みであることから、介入により高齢者の生活の質を改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年時点で、約16.5万人の高齢者が施設や自宅で介護を受けており、地方政府は370～480ポンド/人・週の費用を要している。 ・ 救急入院費用として400ポンド/人・日を要している。(ユニットコストデータベース⁹より) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方政府の成果を表す成果 【早期介入】 ・ 入院期間の短縮 ・ 治療の減少 ・ 再入院の減少 ・ 救急入院率の減少 ・ 高齢者による地域社会に対する社会的経済的貢献の増加(高齢者ボランティアの増加) ・ 転倒による負傷の減少 ・ 雇用・ボランティア数の増加 ・ ウェルビーイング及び健康管理の改善 【終末期ケア】 ・ 救急入院の減少 ・ 入院から在宅ケアへの切り替え(病院での死亡率の減少) 【孤立感の減少】 ・ 高齢者による地域社会に対する社会的経済的貢献の増加(高齢者ボランティアの増加) ■ 対象者の成果を表す成果 【早期介入】 ・ 退院後の健康状態の改善 ・ 生活の質の改善 ・ メンタルヘルスの改善 ・ 筋骨格の可動性の改善 【終末期ケア】 ・ 終末を迎える場所の選択(選択した場所で死亡した人の割合) ・ 生活の質の改善 ・ ケアの質に対する満足度の向上 ・ 精神的ウェルビーイングの改善 【孤立感の減少】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 早期介入 ・ Social Prescribing ・ Falls Prevention Services ・ Dementia / Memory Services ・ Re-employment and volunteering scheme ・ Physical exercise ・ dietetics input and mental agility exercises ・ Asset Based Community Development ・ Multi-specialty community provider ■ 終末期ケア ・ Dedicated specialist palliative care ・ Rapid response specialist nursing services ・ Non-clinical triage signposting to identify patient need ・ Medical triage to inform the level of intervention ・ Advance care planning for patients ・ 24/7 Single point of access for patients ■ 孤立感の減少 ・ Community Navigators and Pathfinders ・ カウンセリング ・ グループ療法 ・ Cognitive Behavioural Therapy ・ Bereavement Care

⁹ 犯罪、教育、雇用、経済、健康等の分野ごとに成果を詳細化し、詳細化された成果ごとに単位あたり財政価値(行政コスト削減額、歳入増加額)、経済的価値(地域経済の利益)、社会価値(社会に普及する利益。例:治安の改善等)を示すデータベース。

分野	解決すべき課題	現状の行政コスト	成果例	介入例 ⁷
			<ul style="list-style-type: none"> ・孤立感の減少 ・生活の質の改善 ・精神的ウェルビーイングの改善 	
健康増進	<p>救急患者は12年で1/3増加し、また地域医療利用者数も増加傾向である。医療財政が逼迫し、利用者が求める質の医療を提供することが困難になってきている。そこで予防と公衆衛生の抜本的改善を行い、ボランティアと連携した統合ケアを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療改革をしなければ NHS は 2021 年までに約 300 億ポンドの資金不足に陥る。 ・生命を脅かされる状態にある (LTC) 患者の治療には、多額の行政費用、社会的費用に係る。 ・NHS イングランドは、肥満とそれに伴う合併症の医療費として年間 51 億ポンド (2014 年) を要した。 ・メンタルヘルス疾患は 1,866 ポンド/人・年の医療費に係る。加えて年間 700 億ポンドの労働力の損失となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方政府の成果を表す成果 <ul style="list-style-type: none"> ・ GP 訪問回数の削減 ・ 緊急入院の削減 ■ 対象者の成果を表す成果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の質の改善 ・ セルフケアの改善 ・ 児童の肥満度の低下 ・ 母体肥満度の低下 ・ 若者 (5~16 歳) のメンタルヘルスの改善 ・ 妊娠期のメンタルヘルスの改善 ・ 雇用の継続 	<p>一般的に想定される介入として、リンクワーカー¹⁰への接続、体重管理と運動、社会的活動 (芸術活動、ガーデニング、クリエイティブな活動)。</p>

(出所) デジタル・文化・メディア・スポーツ省公表資料より作成

¹⁰ 患者に対して、地域の活動や地域サービスを紹介する人材。

④ 成果連動払額決定方法

LCF の資金から支払われる成果連動支払額は原則として各 PFS 事業の成果連動支払総額の 20%である。第 1 ラウンドはこの規定に基づき、原則として 20%を支払う。ただし、新規性の高い PFS 事業に対しては 20%以上の割合が設定されることがあり、一方で既に複数の事業実績がある PFS 事業に対しては 20%以下の割合が設定されることもある。

第 2 ラウンドにおける成果連動支払の割合は第 1 ラウンドより低く、15~20%である。第 1 ラウンドと同様に、新規性の高い PFS 事業には高い割合が設定され、既に複数の事業実績のある PFS 事業では低い割合が設定されることがある。

第 3 ラウンドにおける成果連動支払の割合も第 2 ラウンドと同様であるが、申請数がこれまでのラウンドよりも多かったことから、選考を厳格化し、既に多数の PFS 事業が実施されている児童福祉及び若年層雇用を対象とした PFS 事業は、アウトカムファンドの支援を受けず、地方政府が単独で行うべきと判断し、LCF の資金による成果連動支払の対象から除いた。

⑤ 応募、採択手続

LCF の資金にて成果連動支払を受けることを希望する地方政府による LCF 利用の応募は、大きく二段階から構成される。

第一段階は、地方政府等¹¹による参加表明書 (Expression of Interest) の提出である。地方政府等は申請理由、提案内容の導入可能性を記載し、申請する。デジタル・文化・メディア・スポーツ省は申請書をもとに採択候補を絞り込み、参加表明書提出 4 週間以内をめどに結果を通知する。

第二段階は本申請である。参加表明書がデジタル・文化・メディア・スポーツ省が行う審査を通過すると本申請に進む。本申請は地方政府が行う。地方政府は本申請にあたり、導入可能性調査を完了させた上でそれを踏まえて詳細な提案書を作成し、提出しなければならない。そのため、デジタル・文化・メディア・スポーツ省ではこの段階で、LCF の資金により、地方政府に対し、ピア・ラーニング促進に資するセミナーの実施や National Lottery Community Fund による電話やメールでの助言等の実施といった人的支援を提供している。また、地方政府は、デジタル・文化・メディア・スポーツ省が必要と判断すると導入可能性調査に対する資金的支援も受けることができる。

提案書がデジタル・文化・メディア・スポーツ省の行う本申請の審査を通過すると、LCF の対象事業として採択され、LCF の資金から成果連動支払を受けることができる。

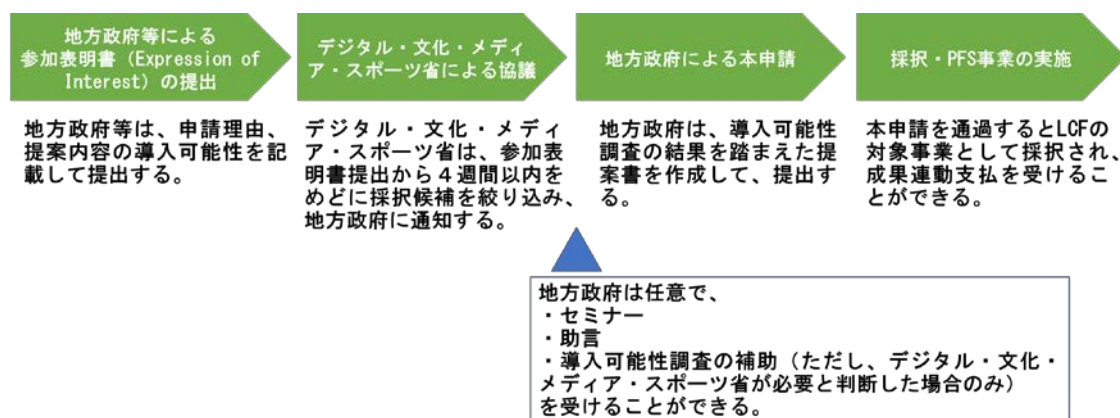
応募過程に要する期間は最大 9 カ月であり、その後最大 3 ヶ月以内に採択が決定する。

2018 年 7 月に第 3 ラウンドの採択が行われ、全ラウンドの PFS 事業が確定した。なお、採択された PFS 事業は LCF 設置期間上限の 2025 年を過ぎても実施することは可能である

¹¹ 申請者は、地方政府のほか、地方政府の同意証明書があれば中間支援組織やサービス提供者等の他の組織も申請することができる。なお、本申請は地方政府のみ行うことができる。

が、LCF からの成果連動支払は、LCF が設置されている期間を超えて提供することはできない。

図表 12 申請～採択プロセス



⑥ 事業管理の方法、体制

LCF の対象事業として採択された事業を実施する地方政府が PFS 事業の実施期間中に事業管理を行うにあたり、デジタル・文化・メディア・スポーツ省では、LCF の資金により、National Lottery Community Fund による随時助言等を実施している。具体的には、National Lottery Community Fund は、職員を配置してオンラインや電話で、必要に応じて地方政府に助言を実施する。

また、デジタル・文化・メディア・スポーツ省は LCF の対象事業として採択された事業を実施する地方政府と定例会を開催し、成果の進捗状況の報告を受ける。

⑦ 効果検証

National Lottery Community Fund は、エビデンスを蓄積し、当該エビデンスを活用した PFS 事業の横展開を進めるため、PFS 事業ごとに成果の達成状況のデータやエビデンスを収集し、検証する。

(2) 米国におけるアウトカムファンド

ア 米国におけるアウトカムファンドの概要

2012 年に米国初の PFS 事業が実施されて以降、米国では地方政府（州政府含む。以下同じ。）が委託者として成果連動支払、導入可能性調査費用、評価費用等を負担し、PFS 事業が実施されている。2009 年にオバマ大統領主導のもとで Corporation for National and Community Service¹²のプログラムの一環として Social Innovation Fund が設立され、連邦政府による PFS 事業に対する支援が始まった（図表 14）。そして 2018 年、Social Impact

¹² ボランティアや助成金を活用したサービスを支援する連邦政府の機関。

Partnerships to Pay for Results Act (社会的インパクト・パートナーシップ法) (以下「SIPPRA」という。)が制定され、これに基づき連邦政府がアウトカムファンド(以下「SIPPRAに基づくアウトカムファンド」という。)を設立し、成果連動支払及び委託者に対する支援を開始した。以下でSIPPRAに基づくアウトカムファンドの詳細を調査した。

イ SIPPRA

① 概要

2018年2月9日、米国でSIPPRAが制定された。所管は財務省である。

SIPPRAの目的は、米国で支援が必要とされている家族や個人の生活の改善を目的として民間組織、非営利団体、慈善団体及び連邦政府や地方政府等が実施している効果的なサービスを拡大するために、慈善的資金またはその他の民間資金と既存の公共支出を結びつける官民パートナーシップの創設及びその促進である。

図表 13 SIPPRAの目的

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 成果を達成する社会プログラムに資金を提供することにより、米国で必要とされる家族や個人の生活を改善すること。② 客観的なデータに基づいた効果がないプログラムから、実証可能かつ評価可能な成果を達成するプログラムに資金を振り向ける。③ 予算が社会サービスに効果的に利用され、サービスの受け手となる納税者の双方にプラスの結果をもたらすことを確保する。④ 国家の最も差し迫った問題に対処するために、SIPPRAを使用することを確立する。⑤ 民間組織、非営利団体、慈善団体及び国や地方公共団体等がすでに実施している効果的な社会的介入を拡大するために、フィランソロピーまたはその他の民間資金源と既存の公共支出を結びつける官民パートナーシップの創設を促進する。⑥ 社会セクターに成果報酬をもたらすことで非効率的または重複的な支出の方向転換を図りつつ、重要な社会サービスプログラムの影響と有効性を改善する。⑦ ランダム化比較試験¹³、またはプログラムのインパクトを評価するためのその他の厳格な方法を組み込む。 |
|--|

(出所) SIPPRAより作成

連邦政府が、SIPPRAに基づくアウトカムファンドを設立した経緯として以下の2つがある。

第一に、オバマ政権の「よりスマートで、より効率的な政府の構築」という政策方針に対して、確立したエビデンスに基づき、成果に応じて支払を行うPFS事業は、財政の効率化を促進し、政策方針として合致することから、連邦政府として推進する方針とした。

¹³ 介入群とコントロール群(サービス提供しない群)に無作為に割付け、両者を比較する方法。

第二に、成果創出を目的とした事業は、連邦政府、地方政府、サービス提供者、コミュニティ等の幅広い利害関係者に価値を及ぼすことから、連邦政府が主導する必要があるという考え方があった。

予算については、国家予算を財源として約1億ドルを確保し、財務省が資金を管理している。

SIPPRA に基づくアウトカムファンドの資金による成果連動支払の対象となる事業は社会的インパクト・パートナーシップ・プロジェクトと呼ばれ、「地方政府が、サービス提供者、資金提供者、中間支援組織等と連携し、必要に応じて資金提供者が資金を提供した上で、SIPPRA があらかじめ定めた成果を創出する介入をサービス提供者が実施する事業」と定義されている。

SIPPRA では、成果連動支払に加えて、資金的支援と物的支援も提供している。資金的支援の内訳は、導入可能性調査費用や評価費用の補助（「3. 資金的支援」参照）である。物的支援はホームページでの PFS 事業の実施ガイドラインの公表等である。

図表 14 米国のアウトカムファンドの概要

アウトカム ファンド名	アウトカムファンドの提供内容				
	支払概要	物的 支援	人的 支援	資金的支援	
				導入可能 性調査費 用	評価 費用
SIPPRA に基づくアウトカムファンド	連邦政府が、案件ごとに金額を決定し、支払う。	○	×	○	○

(出所) 各種公表資料より作成

② 予算規模

社会的インパクト・パートナーシップ・プロジェクトに対する予算の合計額は約1億ドルであり、現時点で想定されている内訳は、成果連動支払額として6,600万ドル、導入可能性調査費に対する補助として1,000万ドル、評価費用に対する補助として1,500万ドルとなっている。

成果連動支払額の予算のうち50%は、18歳未満の子どもを対象としたPFS事業に配分される。これは、18歳未満の子どもに関する課題を解決し将来的に発生する問題の拡大を防ぐ事業は、他の成人期に対する課題解決の事業と比較して行政コスト削減規模が大きいからである。

予算措置は10年間であり、2028年2月9日に終了する予定である。

③ 支援対象事業及び要件

社会的インパクト・パートナーシップ・プロジェクトに認定されるためには、当該事業が、SIPPRaにおいて定義された以下の対象分野に該当すること、SIPPRaにおいて定義された成果を目指す事業であること、連邦政府の行政コストが削減され、厳格な評価が実施可能であること、社会的成果をもたらすこと等の要件を満たさなければならない。

具体的な対象分野は、教育、健康・福祉、住宅、累犯、家庭、雇用の6つの分野に分類される。また、分野ごとに求める成果も定められている。なお、スキームを問わず、既に開始している事業は適用対象外である。

図表 15 社会的インパクト・パートナーシップ・プロジェクトの対象分野

分野	求める成果
教育	① 高校卒業率を向上させる。 ② 学習の支援を必要とする児童や低所得児童の教育面での成果を改善する。
健康・福祉	③ 低所得世帯及び個人の産後と幼児期の健康と発達を改善する。 ④ 低所得者の喘息、糖尿病またはその他の予防可能な疾病の発症率を低下させ、救急医療及びその他の高コストケアの利用を減らす。 ⑤ 精神的、情緒的、身体的健康において配慮を必要とする人々の健康と福祉を改善する。
住宅	⑥ 立場の弱い人がホームレスになる割合を減らす。
累犯	⑦ 少年犯罪、刑務所出所者等の再犯リスクの高い集団における再犯を減らす。
家庭	⑧ 10代及び計画外の妊娠を減らす。 ⑨ 両親のいる家族に住む子供の割合を増やす。 ⑩ 児童虐待や放置の発生率と悪影響を減らす。 ⑪ 養子縁組、永続的な後見制度、親との再会、または親族による世話を増やすこと、あるいは、子供が自宅で安全に世話を受けられるようにすることを通して、里親制度の利用を回避することにより、里親制度を利用する青少年の数を減らす。 ⑫ グループホーム、児童養護施設、政府機関運営里親家庭、その他家族以外の里親と居住する児童及び青少年の数を減少させる。ただし、児童の長期的な健康、安全又は精神的健康のために、児童が里親施設に入所することが望ましいと判断される場合はこの限りではない。 ⑬ 里親に戻る子供の数を減らす。
雇用	⑭ 6ヶ月以上連続して失業者となっている人の仕事と収入を増やす。 ⑮ 16歳以上25歳未満の雇用及び所得を増加する。

分野	求める成果
	⑯ 連邦障害給付金を受けている人の雇用を増やす。 ⑰ 低所得世帯の連邦政府追加給付への依存を減らす。 ⑱ 身体障害者及び精神障害者である個人の自立性及び雇用可能性を向上させる。 ⑲ 帰国する米国軍人の雇用と福利を向上させる。 ⑳ 低所得世帯の経済的な安定性を高める。
その他	その他の評価可能な成果であって、社会的成果と連邦政府の行政コスト削減に寄与することが地方政府等によって定義されるもの。

(出所) SIPRA より作成

④ 成果連動支払額決定方法

成果連動支払額は、事業によって想定される価値（連邦政府の行政コスト削減額＋連邦政府の税収増）、地方政府の行政コスト削減額、成果創出の可能性、評価の厳格性、サービスを実施するサービス提供者の遂行能力及び継続的にサービスを実施する能力等に基づいて決定される。なお、支払額は連邦政府に寄与する価値（連邦政府の行政コスト削減額＋連邦政府の税収増）を下回る範囲で設定される。

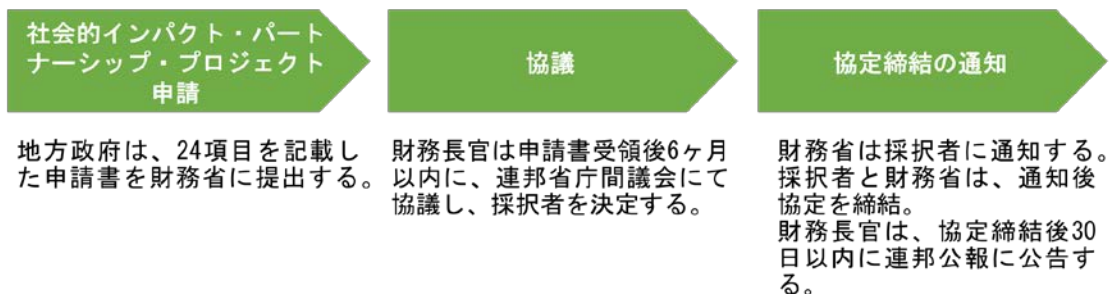
申請した全事業が対象になるとは限らず、また、申請した金額よりも決定額が小さい場合がある。

また、導入可能性調査費用に対する補助率の上限は50%となっている。

⑤ 応募、採択手続

申請は地方政府が行う。また、地方政府は複数の申請書を提出することができるが、それぞれサービス対象者が異なる PFS 事業でなければならない。

図表 16 申請～採択プロセス



(出所) 各種公表資料より作成

申請書には、成果目標、事業費、事業スケジュール、評価方法、連邦政府及び地方政府が要する費用及びその他の費用予測、想定される価値、評価機関と申請者の間の契約、評価の独立性が担保されていることの説明、評価機関の実績等を記載する。また、申請書には、申請者と連携事業者（中間支援組織、サービス提供者等）の間での協定書を添付しなければならない。さらに、資金提供者から資金を調達する場合は、申請書の提出までに資金調達の調整を完了している必要がある。なお、申請書はオンラインで提出する。

申請を踏まえて、財務省は、以下の視点で連邦省庁間協議会にて協議し、採択先を決定する。

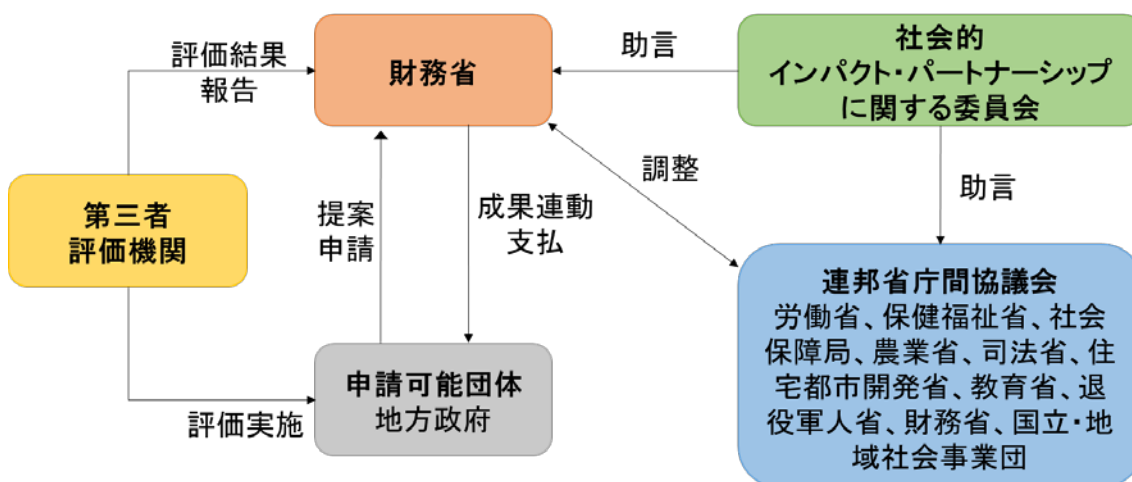
図表 17 申請書評価方法

点数	評価項目
50 点	成果を達成する可能性
30 点	評価の質
15 点	事業によってもたらされた価値、コスト削減額
5 点	サービスの遂行能力、継続的に介入する能力

(出所) 各種公表資料より作成

連邦省庁間協議会は、10 省庁から構成される。また、9 人の有識者から構成される社会的インパクト・パートナーシップに関する委員会が助言機関として別途設置されている。

図表 18 連邦省庁間協議会



(出所) 各種公表資料より作成

財務省は、最長 7 年間（評価期間で最大 6 ヶ月延長可能）の事業 5 ～15 件を採択する

ことを想定して、2019年5月に第一回の成果連動支払及び評価費用に対する補助の募集を行い、21件の応募に対して8件を採択した（SIPPRAによる成果連動支払額は現時点で未公表）。

今後の募集は予算が全額消化されるまで継続する。

図表 19 第1回採択 PFS 事業一覧

エリア	地方政府	PFS 事業名
アラスカ州アンカレッジ	アンカレッジ市	Permanent Supportive Housing
デンバー	デンバー郡及び市	Housing to Health
インディアナ	インディアナ州保健省	Nurse-Family Partnership
ニューヨーク市	ニューヨーク市長刑事司法局	Cure Violence
ニューヨーク州	ニューヨーク州エネルギー研究開発局	NY Clean Energy Project
オクラホマ	オクラホマ管理・事業サービス事務所	Women in Recovery
サウスカロライナ州スパータンバーグ	スパータンバーグ市	Hello Family Project
カリフォルニア州ベンチュラ	ベンチュラ郡	Venture Home

（出所）米国財務省公表資料より作成

⑥ 評価手法

評価方法は、原則としてランダム化比較試験で評価することが定められている。ランダム化比較試験が難しい場合は、ランダム化比較試験でできない理由を明らかにした上で、マッチング法¹⁴による評価でもよいこととなっている。

¹⁴ 対象者群と可能な限り類似した対照群を設定し、両者を比較する方法。

3 資金的支援

資金的支援は、導入可能性調査費用に対する補助、事業管理費用（英国のみ）に対する補助及び評価費用（米国のみ）に対する補助の3つから構成される。

以下では英国及び米国の資金的支援について調査した。

(1) 英国における資金的支援

英国では、アウトカムファンドを所管する機関が、アウトカムファンドの資金から成果連動支払を受ける地方政府に対して資金的支援を提供している。資金的支援があるアウトカムファンドは以下のとおりである。

アウトカムファンドが設立され始めた当初は、資金的支援についても多くの予算が確保されていたが、次第に縮小している。

ア Commissioning Better Outcomes Fund における資金的支援

所管	National Lottery Community Fund
補助対象	導入可能性調査費用 (導入可能性調査の主要な内容) ・ 行政コスト削減額の算定、対象者の設定、対象者を集める方法の検討、成果指標及び支払条件の設定、事業スキームの構築、資金提供者・サービス提供者との調整 事業管理費用
予算	導入可能性調査費用に対する補助 ・ 500万ポンド (Commissioning Better Outcomes Fund の予算総額 4,000万ポンドに含まれる) 事業管理費用に対する補助 ・ Commissioning Better Outcomes Fund の予算総額 4,000万ポンドに含まれる
補助額	導入可能性調査費用に対する補助 ・ 概ね1事業あたり 19,000~150,000ポンド。 ・ 成果創出の可能性が高い介入 (成果創出の実績がある介入等) を行う PFS 事業は上限 50,000ポンド。 ・ 導入可能性調査期間の初期・中期・後期の3回に分けて提供される。
対象	・ Commissioning Better Outcomes Fund の資金から成果連動支払を受けるために所管先に参加表明書を提出し、審査を通過した地方政府。
申請方法	・ 参加表明書の審査を通過した地方政府は、任意で資金的支援を申請する。
備考	・ 所管先に参加表明書を提出し、審査を通過した地方政府は、資金的支援のほかに、人的支援も受けることが可能。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ Commissioning Better Outcomes Fund に応募した事業が Social Outcomes Fund にも応募し、両ファンドから補助を受けることも可能。
--	--

(出所) 各種公表資料より作成

イ Social Outcomes Fund における資金的支援

所管	内閣府
補助対象	<p>導入可能性調査費用 (導入可能性調査の主要な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政コスト削減額の算定、対象者の設定、対象者を集める方法の検討、成果指標及び支払条件の設定、事業スキームの構築、資金提供者・サービス提供者との調整 <p>事業管理費用</p>
予算	<p>導入可能性調査費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Social Outcomes Fund の予算総額 2,000 万ポンドに含まれる。 <p>事業管理費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Social Outcomes Fund の予算総額 2,000 万ポンドに含まれる。
補助額	<p>導入可能性調査費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね 1 事業あたり 10,000~150,000 ポンド。 ・ 成果創出の可能性が高い介入 (成果創出の実績がある介入等) を行う PFS 事業は上限 50,000 ポンド。 ・ 導入可能性調査期間の初期・中期・後期の 3 回に分けて提供される。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ Social Outcomes Fund の資金から成果連動支払を受けるために所管に参加表明書を提出し、審査を通過した地方政府
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明書の審査を通過した地方政府は、任意で資金的支援を申請する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管先に参加表明書を提出し、審査を通過した地方政府は、資金的支援のほかに、人的支援も受けることが可能。 ・ Social Outcomes Fund に応募した事業が Commissioning Better Outcomes Fund にも応募し、両ファンドから補助を受けることも可能。

(出所) 各種公表資料より作成

ウ Life Chances Fund における資金的支援

所管	デジタル・分野・メディア・スポーツ省
補助対象	<p>導入可能性調査費用 (導入可能性調査の主要な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政コスト削減額の算定、対象者の設定、対象者を集める方法の検討、成果指標及び支払条件の設定、事業スキームの構築、資金提供者・サービス

	提供者との調整 事業管理費用
予算	導入可能性調査費用に対する補助 ・ 不明（Life Chances Fund の予算総額 8,000 万ポンドとは別予算。） 事業管理費用に対する補助 ・ 導入可能性調査費用の予算に含まれる。
補助額	導入可能性調査費用に対する補助 ・ 概ね 1 事業あたり 30,000 ポンド。 ・ テーマの新規性や複雑度を踏まえて事業ごとに決定する。 ・ 補助を受けた地方政府は、本申請までに導入可能性調査費用に対する補助を全額使い切らなければならない。
対象者	・ Life Chances Fund の資金から成果連動支払を受けるために所管先に参加表明書を提出し、審査を通過した地方政府
申請方法	・ 参加表明書の審査を通過した地方政府は、任意で資金的支援を申請する。 ・ 参加表明書を踏まえて、事業化において必要な支援を所管先にて検討した上で必要と判断した申請者を採択。
備考	・ 所管先に参加表明書を提出し、審査を通過した地方政府は、資金的支援のほかに、Go-Lab や National Lottery Community Fund による専門的助言提供サービスも受けることが可能。 ・ また、不採用となった地方政府は結果のフィードバックが提供される。

(出所) 各種公表資料より作成

(2) 米国における資金的支援

米国では、SIPPRA に基づくアウトカムファンドの資金から成果連動支払を受ける地方政府に対して資金的支援を提供している。また、すでに終了しているが、アウトカムファンド設立前に資金的支援を提供する Social Innovation Fund があった。

SIPPRA における資金的支援

所管	財務省
補助対象	導入可能性調査費用 (導入可能性調査の主要な内容) ・ SIPPRA 申請にあたり、中間支援組織等が地方政府を支援する費用。 ・ 2020 年の第 2 回目の募集で申請可能。(第 1 回目の募集では設定なし) 評価費用 ・ 第三者評価機関による評価費用。2019 年の第 1 回目の募集にて設定あり。

予算	<p>導入可能性調査費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 万ドル (約 11 億 2,300 万円) <p>評価費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,500 万ドル (約 16 億 8,500 万円)
補助額	<p>導入可能性調査費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として 1 事業あたり補助率上限 50%。 ・ 提案内容の質、導入可能性、他の申請額等を考慮して決定される。 <p>評価費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果の達成度に関わらず、原則として 1 事業あたり補助率上限 15%。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果連動支払を受けるために社会的インパクト・パートナーシップ・プロジェクトに申請を予定する地方政府
申請方法	<p>導入可能性調査費用に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方政府は、導入可能性調査費用の見積もり、評価方法、事業スケジュール、想定する介入等を記載して申請する。(詳細については、2020 年以降に財務省より導入可能性調査に関する通知が公表される見込み。)

(出所) 各種公表資料より作成

【参考】資金的支援

所管	Corporation for National and Community Service
補助対象	PFS 事業 (経済的機会 (Economic Opportunity)、健康 (Healthy Futures)、若者能力開発 (Youth Development) の 3 分野を対象とした事業) 組成のために、中間支援組織の能力開発、サービス提供者が必要とする技術的サポート、導入可能性調査費用等に対する補助。
予算	・ 100 万~1,000 万ドル
補助額	・ 各事業に年間 1~500 万ドル、最長 5 年間提供される。
対象者	・ 中間支援組織
申請方法	・ 競争的手法によって中間支援組織を選考する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ Social Innovation Fund とは、オバマ政権時に組成された Corporation for National and Community Service (以下、CNCS) のプログラムとして 2009 年に設立、2016 年終了。 ・ 補助対象の各事業から得られた知見はホームページにて公開しノウハウを共有。 ・ 補助対象の中間支援組織は、専門的助言提供サービスを受けることが可能。

(出所) 各種公表資料より作成